

次のように一般競争入札を行うので、静岡県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年静岡県規則第74号）第3条の規定に基づき公告する。

令和6年4月2日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県知事 川勝平太

2 担当部局

〒410-0055 静岡県沼津市高島本町1-3

静岡県沼津土木事務所総務課

電話番号 055-920-2203

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

沼第32030号

(2) 業務名

令和6年度〔第35-G3802-02号〕狩野川西部浄化センター 流域下水道（修繕）下水汚泥処理業務委託（R6年度分 西部その6）

(3) 業務概要

狩野川西部浄化センターの処理過程で発生する下水汚泥を収集運搬し処理を行う。

（予定数量 1,000トン／年 （100トン／月））

(4) 業務場所

沼津市原 地内（狩野川西部浄化センター）

(5) 業種

産業廃棄物処理処分

(6) 業務期間

契約日の翌日から令和7年3月31日まで

4 入札方式

制限付き一般競争入札とする。

5 競争入札参加資格

静岡県流域下水道産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足していることについての確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県流域下水道産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務競争入札参加資格の認定を受けた者であって、収集運搬業及び処分業の両方の許可を有する単独業者又はグループ（複数の者で1グループとしている場合は、グループ協定を締結していること。）。なお、狩野川西部浄化センターにおける令和6年度分の下水汚泥処理業務委託の受注業者を除く。（令和5年度〔第35-G3802-02号〕狩野川西部浄化センター流域下水道（修繕）下水汚泥処理業務委託（R6年度分 西部その1、その3及びその4）の契約グル

ープを除く。)

- (3) 狩野川西部浄化センターから発生する下水汚泥の受け入れ可能量が、1か月当たり100 t以上の者であること。
- (4) 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の時までの期間に、静岡県における産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

## 6 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

### (1) 配布期間

令和6年4月2日（火）から令和6年5月17日（金）まで（上記2にて配布する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後5時00分まで

### (2) 配布場所

上記2及び下記ホームページ

申請書ダウンロードサービス（静岡県公式ホームページ電子申請サービス）

静岡県申請書ダウンロード（交通基盤部）ホームページ

<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/indexview?openview&count=100000>

静岡県入札情報サービス

<https://www.ppi.cals-shiz.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>

### (3) 配布方法

無料で配布する。郵送での配布を希望する者は返信用切手250円分を貼付した返信用封筒（定形外規格内）を上記2まで送付すること。

## 7 入札前に入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により期限までに書類を持参又は郵送による申請（簡易書留に限る。電送による申請は認めない。）をすること。

(1) 提出書類

入札参加資格確認申請書（様式第1号、様式第2号）

(2) 提出期間

令和6年4月3日（水）から令和6年4月25日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後5時00分まで

(3) 提出先

上記2に同じ

8 入札参加資格の確認通知等

(1) 確認通知の期限

令和6年5月2日（木）までに郵送により通知する。

(2) 入札前の参加資格確認で資格がないと認められた者の請求期限

通知を受けた日から令和6年5月15日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後5時00分まで

(3) 提出先

上記2に同じ

(4) 上記に対する回答期限

令和6年5月17日（金）までに郵送により通知する。

9 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和6年5月22日（水）午前10時00分

(2) 入札執行場所

静岡県沼津市高島本町1-3  
東部総合庁舎 別館5階第9会議室

(3) 入札書の受領期限

持参の場合 開札の日時まで

郵送の場合 令和6年5月21日（火）午後5時00分までに必着（簡易書留に限る。）

郵送先は上記2に同じ

電送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者が行った入札又は産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務の委託に係る一般競争契約入札心得において示した条件等に違反した入札は無効とする。

また、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、落札決定までの間に、静岡県における産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けた場合には、当該落札候補者のした入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で、入札価格（下水汚泥 1 トン当たりの収集運搬業務の契約希望金額の110分の100に相当する金額と、処分業務の契約希望金額の110分の100に相当する金額の合計に予定数量を掛けた金額）が最低価格となる、有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。ただし、契約は落札額を構成する単価で行う。

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 労働関係法令等遵守の誓約書の作成

事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により、本業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第1号）を提出すること。

10 入札後に行う資格確認資料の提出

落札候補者となった者は、次により期限までに書類を持参又は郵送による申請（簡易書留に限る。電送による申請は認めない。）をすること。

(1) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号、様式第2号）
- イ 静岡県産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し
- ウ 入札に参加する者の産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写し
- エ 当該予定数量に対する下水汚泥の受入可能量が確認できる書類
- オ 収集運搬業及び処分業の各者で協定を締結しているグループの場合は協定書の写し

(2) 提出期間

開札の日から令和6年5月24日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後5時00分まで

(3) 提出先

上記2に同じ

11 入札後の参加資格確認で資格がないと認められた者の請求期限

(1) 請求期限

通知を受けた日の翌日から3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後5時00分まで

(2) 提出先

上記2に同じ

(3) 上記に対する回答期限

上記請求期限の翌日から5日以内までに郵送により通知する。

## 12 再度入札

予定価格の制限に達した価格のないときは、再度の入札をする。この場合において、入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては、次に定める日時、場所において入札をすることとし、9(3)の「5月21日(火)」とあるのは「5月24日(金)」と、10(2)の「5月24日(金)」とあるのは「5月29日(水)」と読み替えるものとする。

なお、入札執行回数は、2回を限度とする。

再度入札日時 令和6年5月27日(月)午後1時30分

再度入札場所 静岡県沼津市高島本町1-3 東部総合庁舎 本館3階第1会議室

## 13 不落随契

再度の入札において落札者がいない場合の随意契約への移行基準等は次のとおりとする。

### (1) 移行基準

再度の入札(2回目の入札)を行った結果、落札者がいない場合において、最低価格と予定価格との差額が予定価格の5%以下であるときは不落随契に移行する。

### (2) 見積書を徴する者

再度の入札(2回目の入札)で有効な入札を行った者のうち、入札価格と予定価格との差額が予定価格の5%以下で、最低価格であった者から見積書を徴する。

## 14 その他

- (1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 詳細は「入札条件及び入札に際しての注意事項」による。
- (3) 現場説明会は行わない。
- (4) 照会窓口は、静岡県沼津土木事務所総務課(電話番号055-920-2203)とする。

## 15 Summary

### (1) Nature of Services Required:

Transportation and processing of dehydrated sludge from the Shizuoka Prefectural Kanogawa Regional Sewerage Authority's Kanogawa-seibu Wastewater Treatment Plant

### (2) Submission Deadline:

Mail submissions must be received by 5:00 p.m. on Tuesday, May 21, 2024.

In-person bidding will take place at 10:00 a.m. on Wednesday, May 22, 2024.

### (3) Contact:

General Affairs Division, Numazu Public Works Office, Shizuoka Prefecture

1-3 Takashimahon-cho, Numazu City, Shizuoka Prefecture, Japan

Phone: 055-920-2203 (domestic) 81-55-920-2203 (international)

## 誓約書

下記1に基づく業務の履行に際し、下記2の事項を誓約します。  
この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

### 記

1 業務名

〇〇〇〇業務

(当初契約日 年 月 日)

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分の内容及び対応方針を速やかに県に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに県に報告すること。
- (3) 本契約に基づく業務の履行に際し、下請契約（再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。）を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。
  - ア 下請負者から誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
  - イ 下請負者が、本契約に基づく業務の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、(2)の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を県に報告すること。
  - ウ 下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該下請負者を通じて、ア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

年 月 日

発注者職名氏名様

住所  
受注者商号  
氏名(法人にあっては、代表者の氏名)印

別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

1 労働関係

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律 50 号）
- (6) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (8) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (9) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）

2 公正な取引等

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
- (2) 下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）